ご契約電力
500キロワット未満の
お客さまへ

ご契約に関する重要事項について

電気契約要綱の抜粋

2026年11月1日以降

中国電力株式会社

平素は、当社の電気をご利用いただきましてありがとうございます。

電気のご契約については、すべてのお客さまと適正で公平なお取り引きをさせていただくため、「電気契約要綱」、「標準料金表」および「災害特措に係る供給条件（自由料金）」を定めさせていただいておりますが、内容が多岐にわたるため、本資料では、ご契約に関する重要事項について、とくにご承知いただきたい項目をご説明させていただきます。ぜひ、ご一読していただきますようお願い申しあげます。

なお、このご案内の内容でさらに詳しくお知りになりたい点、ご不明な点がございましたら、当社ホームページまたは最寄りの取扱店までお気軽にお問い合わせください。

このパンフレットに記載の電気料金その他の供給条件は、2025年４月1日実施の電気契約要綱、2026年11月１日実施の標準料金表および災害特措に係る供給条件（自由料金）にもとづいております。

中国電力ネットワーク株式会社または配電事業者（以下「中国電力ネットワーク株式会社等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃等により、電気契約要綱、標準料金表または災害特措に係る供給条件（自由料金）を変更する場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気契約要綱、標準料金表および災害特措に係る供給条件（自由料金）によります。

なお、電気契約要綱、標準料金表および災害特措に係る供給条件（自由料金）につきましては、取扱店および当社ホームページ（https://www.energia.co.jp/）にてご覧いただけます。

CONTENTS

◆契約のご案内

業務用電力…… 3
業務用TOU …… 7
高圧電力A …… 9
高圧TOUA …… 13
自家発補給電力A …… 15
自家発補給電力B …… 16
予備電力…… 19
臨時電力…… 21

◆電気のご契約のお申込み等

電気を新たに使用されるとき…… 23
工事費負担金等…… 23
電気の契約を変更または廃止されるとき…… 24
解約…… 26
違約金…… 26
契約超過金…… 26

◆電気料金の算定およびお支払い

検針…… 27
料金の算定期間と日割計算…… 27
料金の支払義務および支払期日…… 28
支払方法…… 28
燃料費等調整制度…… 29
再生可能エネルギー発電促進賦課金…… 35

◆実量値契約方式

実量値契約方式……37
契約電力の決定方法……38
実量値契約方式についての Q&A ……41

◆電気の設備

設備の区分…… 43
停電の原因等…… 44

◆その他

その他…… 45

◆お客さまへのお知らせ

ＵＰＳ装置のおすすめ…… 46
危険防止についてのお願い…… 46
当社が使用する文字…… 46
電気需給契約に関する重要事項のご説明…… 47

◆契約のご案内

業務用電力

適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するお客さまが対象です。契約電力は原則として50kW以上500kW未満とします。

供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。

契約電力の決定方法

各月の契約電力は、そのひと月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。(実量値契約方式)

契約期間

契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までとし、契約期間満了に先だって需給契約の廃止または変更がない場合は、需給契約は、期間満了後も1年ごとに同一条件で継続します。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法(電子メール送信または当社ホームページへの掲載等。以下同じ。)等によりお客さまへお知らせします。

なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

㊟お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、上記にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

力率

力率とは、供給した電力に対して有効に使用された割合(電気の使用効率)です。具体的には、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間の無効電力量と有効電力量の比にもとづき、託送約款等に定めるところにより算定します。

力率が、85%を上回る場合は、その上回る1%につき、基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る1%につき、基本料金を1%割増しします。

その他

最大需要電力が500kW以上となる場合は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって契約電力をすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、実量値契約方式によって定めます。

料金単価・季節区分

料金区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	2,071円34銭
電力量料金	夏季	1kWh	22円28銭
	その他季	1kWh	20円84銭

㊟上記料金単価は、消費税等相当額(10%)を含みます。

夏季
毎年7月1日～9月30日

その他季
毎年4月1日～6月30日および
毎年10月1日～翌年3月31日

具体的な料金算定方法

モデルケース
・契約電力　100kW　　・力率　100%
・1カ月の使用電力量　15,000kWh（すべてその他季に使用したものとします。）

区　分		料金算定方法		
基本料金	【料金単価×契約電力×（1.85－力率）】 2,071円34銭×100kW×（1.85－1.00） ＝176,063円90銭		①	銭未満 四捨五入 ※1
電力量料金	【料金単価×使用電力量】 20円84銭×15,000kWh＝312,600円00銭		②	※2
燃料費等調整額	【±燃料費調整額(a)±市場価格調整単価×使用電力量±離島ユニバーサルサービス調整額(c)】 (a)燃料費調整単価×使用電力量 △△銭×15,000kWh＝▲▲▲円▲▲銭 (b)市場価格調整単価×使用電力量 ▽▽銭×15,000kWh＝▼▼▼円▼▼銭 (c)離島ユニバーサルサービス調整単価×使用電力量 □□銭×15,000kWh＝■■■円■■銭 ±(a)±(b)±(c)＝◎◎◎円◎◎銭		③	29ページ参照
再生可能エネルギー発電促進賦課金	【再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量】 ◇◇銭×15,000kWh ＝◆◆◆円		④	円未満 切り捨て 35ページ参照
ご請求金額	①＋②＋③＋④＝○○○,○○○円		⑤	円未満 切り捨て
うち消費税等相当額	⑤×10／110 ＝●●,●●●円			円未満 切り捨て

※1：電気をまったく使用しない場合（1カ月の使用電力量が0kWhの場合）は、基本料金（力率割引および割増しはしません。）の半額が1カ月のご請求金額となります。
※2：料金算定期間に「夏季」「その他季」が含まれる場合の使用電力量は、「夏季」「その他季」ごとに、30分ごとの使用電力量を合計した値とします。

自家発補給電力や予備電力をあわせて契約される場合は、15～20ページをご覧ください。

業務用TOU

（TOU…Time Of Useの略で季節別時間帯別を意味します。）

契約種別の特長

業務用電力に比べ、昼間は割高、夜間や休日等※については、割安な電力量料金を設定した契約種別です。

夜間・休日等※にご使用電力量が多いお客さまにおすすめです。

適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当し、この契約種別の適用を希望されるお客さまが対象です。

ただし、業務用TOUから業務用TOU以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用TOUを適用できません。

その他

原則として業務用TOUを適用後1年に満たないで、業務用TOU以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

その他の事項および料金算定方法については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものとします。

料金単価・時間帯区分

料金区分			単位	料金単価
基本料金			1kW	2,071円34銭
電力量料金	ピーク時間		1kWh	27円34銭
	昼間時間	夏季	1kWh	23円62銭
		その他季	1kWh	22円56銭
	夜間時間		1kWh	17円86銭

㈱上記料金単価は、消費税等相当額（10%）を含みます。

ピーク時間	夏季の毎日 13：00～16：00（ただし、休日等※は除きます。）
昼間時間	毎日　8：00～22：00（ただし、ピーク時間および休日等※は除きます。）
夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

夏　　季
毎年７月１日～９月30日

その他季
毎年４月１日～６月30日および
毎年10月１日～翌年３月31日

※休日等…日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

高圧電力Ａ

適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用するお客さまが対象です。契約電力は原則として50kW以上500kW未満とします。

供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。

契約電力の決定方法

各月の契約電力は、そのひと月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。（実量値契約方式）

契約期間

契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までとし、契約期間満了に先だって需給契約の廃止または変更がない場合は、需給契約は、期間満了後も１年ごとに同一条件で継続します。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまへお知らせします。

なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

㊟お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、上記にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

力率

力率とは、供給した電力に対して有効に使用された割合（電気の使用効率）です。具体的には、その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間の無効電力量と有効電力量の比にもとづき、託送約款等に定めるところにより算定します。

力率が、85％を上回る場合は、その上回る１％につき、基本料金を１％割引し、85％を下回る場合は、その下回る１％につき、基本料金を１％割増しします。

その他

最大需要電力が500kW以上となる場合は、高圧電力Ｂを適用します。この場合、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって契約電力をすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、実量値契約方式によって定めます。

料金単価・季節区分

料金区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1,581円84銭
電力量料金	夏季	1kWh	22円85銭
	その他季	1kWh	21円36銭

㊟上記料金単価は、消費税等相当額（10%）を含みます。

夏　季
毎年７月１日～９月30日

その他季
毎年４月１日～６月30日および
毎年10月１日～翌年３月31日

具体的な料金算定方法

モデルケース
・契約電力　100kW　　・力率　100%
・1カ月の使用電力量　17,000kWh（すべてその他季に使用したものとします。）

区　分		料金算定方法		
基本料金	【料金単価×契約電力×（1.85－力率）】 1,581円84銭×100kW×（1.85－1.00） ＝134,456円40銭		①	銭未満 四捨五入 ※1
電力量料金	【料金単価×使用電力量】 21円36銭×17,000kWh＝363,120円00銭		②	※2
燃料費等調整額	【±燃料費調整額(a)±市場価格調整単価×使用電力量±離島ユニバーサルサービス調整額(c)】 (a)燃料費調整単価×使用電力量 △△銭×17,000kWh＝▲▲▲円▲▲銭 (b)市場価格調整単価×使用電力量 ▽▽銭×17,000kWh＝▼▼▼円▼▼銭 (c)離島ユニバーサルサービス調整単価×使用電力量 □□銭×17,000kWh＝■■■円■■銭 ±(a)±(b)±(c)＝◎◎◎円◎◎銭		③	29ページ参照
再生可能エネルギー発電促進賦課金	【再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量】 ◇◇銭×17,000kWh ＝◆◆◆円		④	円未満 切り捨て 35ページ参照
ご請求金額	①＋②＋③＋④＝○○○,	○○○円	⑤	円未満 切り捨て
うち消費税等相当額	⑤×10／110 ＝●●,●●●円			円未満 切り捨て

※1：電気をまったく使用しない場合（1カ月の使用電力量が0kWhの場合）は、基本料金（力率割引および割増しはしません。）の半額が1カ月のご請求金額となります。
※2：料金算定期間に「夏季」「その他季」が含まれる場合の使用電力量は、「夏季」「その他季」ごとに、30分ごとの使用電力量を合計した値とします。

自家発補給電力や予備電力をあわせて契約される場合は、15～20ページをご覧ください。

高圧TOUA

（TOU…Time Of Useの略で季節別時間帯別を意味します。）

契約種別の特長

高圧電力Aに比べ、昼間は割高、夜間や休日等※については、割安な電力量料金を設定した契約種別です。

夜間・休日等※にご使用電力量が多いお客さまにおすすめです。

適用範囲

高圧電力Aの適用範囲に該当し、この契約種別の適用を希望されるお客さまが対象です。

ただし、高圧TOUAから高圧TOUA以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧TOUAを適用できません。

その他

原則として高圧TOUAを適用後１年に満たないで、高圧TOUA以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

その他の事項および料金算定方法については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力Aに準ずるものとします。

料金単価・時間帯区分

料金区分			単位	料金単価
基本料金			1kW	1,581円84銭
電力量料金	ピーク時間		1kWh	29円29銭
	昼間時間	夏季	1kWh	25円24銭
		その他季	1kWh	23円82銭
	夜間時間		1kWh	17円86銭

㈱上記料金単価は、消費税等相当額（10%）を含みます。

ピーク時間	夏季の毎日 13：00～16：00（ただし、休日等※は除きます。）
昼間時間	毎日　8：00～22：00（ただし、ピーク時間および休日等※は除きます。）
夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

夏　　季
毎年７月１日～９月30日

その他季
毎年４月１日～６月30日および
毎年10月１日～翌年３月31日

※休日等…日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

自家発補給電力Ａ

適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するお客さまで、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用します。

契約電力の決定方法

契約電力は、お客さまの発電設備の定格出力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、１台当たりの容量が最大となる発電設備の定格出力を下回らないものとします。

料金単価

●定期検査または定期補修による場合

料金区分		単位	料金単価
電力量料金	夏季	1kWh	24円51銭
	その他季	1kWh	22円92銭

㈱上記料金単価は、消費税等相当額（10%）を含みます。

●上記以外の場合

上記の電力量料金単価の25％を割増ししたものを適用します。

夏　　季
毎年７月１日～９月30日

その他季
毎年４月１日～６月30日および
毎年10月１日～翌年３月31日

※自家発補給電力には、電力量料金以外にも、基本料金等がございます。
料金算定方法については、次のページをご覧ください。

自家発補給電力Ｂ

適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用するお客さまで、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用します。

契約電力の決定方法

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

料金単価

●定期検査または定期補修による場合

料金区分		単位	料金単価
電力量料金	夏季	1kWh	25円14銭
	その他季	1kWh	23円50銭

㈱上記料金単価は、消費税等相当額（10%）を含みます。

●上記以外の場合

上記の電力量料金単価の25％を割増ししたものを適用します。

夏　　季
毎年７月１日～９月30日

その他季
毎年４月１日～６月30日および
毎年10月１日～翌年３月31日

基本料金・電力量料金の算定方法

料金メニュー	区　分	料金算定方法		
自家発補給電力Ａ	基本料金	【業務用電力の基本料金単価×1.1 ×自家発補給電力Ａの契約電力×（1.85－力率）】		銭未満四捨五入 ※1
	電力量料金	【自家発補給電力Ａの電力量料金単価 ×自家発補給電力Ａの使用電力量】		※2
自家発補給電力Ｂ	基本料金	【高圧電力Ａの基本料金単価×1.1 ×自家発補給電力Ｂの契約電力×（1.85－力率）】		銭未満四捨五入 ※1
	電力量料金	【自家発補給電力Ｂの電力量料金単価 ×自家発補給電力Ｂの使用電力量】		※2

※1：電気をまったく使用しない場合（１カ月の自家発補給電力の使用電力量が0kWhの場合）、自家発補給電力Ａの場合は基本料金（力率割引および割増しはしません。）の30％、自家発補給電力Ｂの場合は基本料金（力率割引および割増しはしません。）の20％が１カ月のご請求金額となります。

※2：料金算定期間に「夏季」「その他季」が含まれる場合の使用電力量は、「夏季」「その他季」ごとに、30分ごとの使用電力量を合計した値とします。

（注）常時供給分と同じく、使用電力量に応じた燃料費等調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金がかかります。

予備電力

適用範囲

業務用電力、業務用TOU、高圧電力A、高圧TOUAのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用します。

【予備線】

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

【予備電源】

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

契約電力の決定方法

契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、原則として常時供給分の契約電力の値とします。

ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

料金単価

●基本料金

予備線の場合は、常時供給分の基本料金単価の5％に相当するものを適用します。

予備電源の場合は、常時供給分の基本料金単価の10％に相当するものを適用します。

●電力量料金

常時供給分の電力量料金単価を適用します。

基本料金・電力量料金の算定方法

区　分	料金算定方法		
基本料金	【常時供給分の基本料金単価×予備電力の契約電力】	×5％もしくは10％	銭未満四捨五入※1
電力量料金	【常時供給分の電力量料金単価	×予備電力の使用電力量】	※2

※1：予備電力において、力率割引および割増しはいたしません。

※2：料金算定期間に「夏季」「その他季」が含まれる場合の使用電力量は、「夏季」「その他季」ごとに、30分ごとの使用電力量を合計した値とします。

（注）常時供給分と同じく、使用電力量に応じた燃料費等調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金がかかります。

臨時電力

適用範囲

使用期間が１年未満で、次のいずれかに該当するお客さまが対象です。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用するものには適用しません。

⑴高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するお客さま

⑵高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用するお客さま

契約電力の決定方法

契約電力は、契約負荷設備によって算定した値と、契約受電設備によって算定した値のうち、いずれか小さい方とします。

料金単価

種別	料金区分		単位	料金単価
適用範囲(1)	電力量料金	夏　季	1kWh	26円74銭
		その他季	1kWh	25円01銭
適用範囲(2)	電力量料金	夏　季	1kWh	27円42銭
		その他季	1kWh	25円63銭

㈜上記料金単価は、消費税等相当額（10%）を含みます。

基本料金等を含めた料金算定方法は、以下のとおりです。

料金算定方法

区　分		料金算定方法		
基本料金	●適用範囲⑴の場合 【業務用電力の基本×契約電力×（1.85－力率）】 ●適用範囲⑵の場合 【高圧電力Ａの基本×契約電力×（1.85－力率）】	料金単価×1.2 料金単価×1.2	①	銭未満 四捨五入
電力量料金	【臨時電力の電力量	料金単価×使用電力量】	②	※
燃料費等調整額	【±燃料費調整額±市±離島ユニバーサ	場価格調整額 ルサービス調整額】	③	29ページ参照
再生可能エネルギー発電促進賦課金	【再生可能エネルギー×使用電力量】	発電促進賦課金単価	④	円未満切り捨て 35ページ参照
ご請求金額	①＋②＋③＋④		⑤	円未満切り捨て
うち消費税等相当額	⑤×10／110			円未満切り捨て

※：料金算定期間に「夏季」「その他季」が含まれる場合の使用電力量は、「夏季」「その他季」ごとに、30分ごとの使用電力量を合計した値とします。

◆電気のご契約のお申込み等

電気を新たに使用されるとき

●お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気契約要綱、標準料金表、災害特措に係る供給条件（自由料金）および託送約款等を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

●当社への手続きは電気工事店がお客さまを代理して行います。ご使用開始日、電気設備の内容、費用などは電気工事店へご相談ください。

●お客さまの設備は電気工事店が工事を行い、引込線や計量器の取付けについては中国電力ネットワーク株式会社等が工事を行います。（中国電力ネットワーク株式会社等が電気工事店へ引込線や計量器の取付けを依頼する場合もあります。）

≪供給開始予定日について≫

当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ供給開始予定日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給します。なお、あらかじめ定めた供給開始予定日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始予定日を定めて電気を供給します。

工事費負担金等

託送約款等に定めるところにより、中国電力ネットワーク株式会社等から、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、お客さまから、その金額を原則として工事着手前に申し受けます。

なお、中国電力ネットワーク株式会社等から、工事完成後、当該工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算します。

また、お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、託送約款等に定めるところにより、当社が中国電力ネットワーク株式会社等から費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

電気の契約を変更または廃止されるとき

≪名義を変更される場合≫

ご契約名義を変更される場合は、新たなお客さまがそれまで電気の供給を受けていた他のお客さまの需給契約上のすべての権利義務を受け継ぐことになります。

≪電気の需給契約を変更される場合≫

●お客さまの設備を変更される場合は、お客さまから電気工事店等に依頼していただきます。当社への手続きは電気工事店がお客さまを代理して行います。

●お客さまの設備は電気工事店が工事を行い、引込線や計量器の取替等が必要な場合については中国電力ネットワーク株式会社等が工事を行います。（中国電力ネットワーク株式会社等が電気工事店へ引込線や計量器の取替等を依頼する場合もあります。）

≪電気の需給契約を廃止される場合≫

電気の需給契約を廃止される場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、原則として、その3月前までに当社に通知していただきます。

通知していただく際には、次のことをお知らせください。

・ご契約名義、ご住所、お電話番号
・廃止期日
・ご契約番号（電気ご使用量のお知らせ、電気料金領収証等に記載してあります。）

≪その他≫

次の場合にも当社へのお申込みが必要です。

・契約種別を変更される場合
・発電設備を新設・変更・撤去される場合
・料金の支払者を変更される場合　など

㈱契約種別は、契約負荷設備や電気のご使用形態（業種など）などにより決定させていただいていますので、ご使用の電気設備を新設・変更・撤去される際や電気のご使用形態を変更される際にはお申込みが必要となる場合があります。

≪電気料金および工事費の精算について≫

●需給契約開始※1から1年に満たないで需給契約を廃止または契約電力を減少しようとされる場合は、需給契約開始日にさかのぼって臨時電力を適用し、料金※2および工事費をお客さまに精算していただきます。

●契約電力または契約受電設備の総容量を増加された後1年に満たないで、需給契約を廃止または契約受電設備の減少等により契約電力を減少しようとされる場合も、契約受電設備を増加された日にさかのぼって1年未満で減少となる契約電力分について臨時電力を適用し、料金※2および工事費を精算していただきます。

●需給契約を開始、または契約電力もしくは契約受電設備の総容量を増加された後1年に満たないで、供給電圧を変更しようとされる場合も、需給契約を廃止される場合と同様に、料金※2および工事費を精算していただきます。

※1：他社から当社へ需給契約を切替された場合や、供給電圧を変更された場合等を含みます。

※2：臨時電力を適用して計算した金額と、ご契約の料金メニューにもとづき計算した金額との差額の精算を行います。

事例1

需給契約開始後
1年に満たないで
廃止された場合

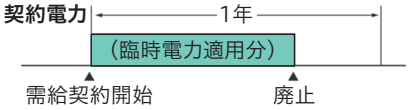

事例2

需給契約開始後
1年に満たないで
減少された場合

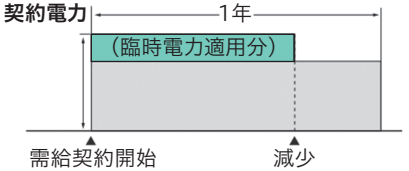

事例3

増設後
1年に満たないで
減少された場合

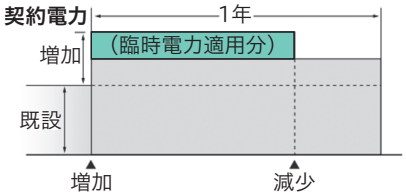

解約

お客さまが以下に該当する場合等には、当社は需給契約を解約させていただくことがあります。

(1)料金（既に消滅している他の需給契約を含む）の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
(2)契約要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金等）を支払われない場合
(3)当社へ連絡なく移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
(4)電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
(5)契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
(6)その他電気契約要綱に反した場合

違約金

上記に記載の解約(4)(5)等に該当し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

≪契約超過金≫

お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。

なお、契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

◆電気料金の算定およびお支払い

検針

≪検針日≫

検針は、毎月1回、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日に行います。

≪使用電力量等の算定≫

使用電力量等は、中国電力ネットワーク株式会社等が計量した値（料金の算定期間の使用電力量は、中国電力ネットワーク株式会社等が計量した、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値）とします。

ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合には、使用電力量等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

≪検針にともなうお客さま構内への立ち入り≫

計量器の検針に際して、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。計量器の近くには物を置かないなど、検針がしやすいようにご協力ください。

料金の算定期間と日割計算

≪料金の算定期間≫

●通常の月は

料金の算定期間は託送約款等に定める計量期間とします。

●電気の使用を開始するときは

料金の算定期間は開始日から開始日を含む託送約款等に定める計量期間の終期までの期間とします。

●需給契約を廃止したときは

料金の算定期間は廃止日の前日を含む託送約款等に定める計量期間の始期から廃止日の前日までの期間とします。

≪料金の日割計算≫

需給契約の開始または廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算をします。

料金の支払義務および支払期日

≪支払義務および支払期日≫

●支払義務

そのお客さまの検針日（ご契約が消滅した場合は、消滅日）に支払義務が発生します。なお、料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

●支払期日

お客さまの料金は、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内に支払っていただきます。

㈱支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合は、需給契約を解約することがあります。

≪延滞利息制度≫

支払期日を超えて支払われた場合には、支払期日の翌日からお支払い日までの期間の日数に応じて、年利10％（1日あたり約0.03％）の延滞利息を申し受けます。なお、延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則、当社指定の金融機関等を通じてお支払いいただきます。

●口座振替

お客さまが指定される口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ申し出ていただきます。

●銀行窓口等への払い込み

お客さまが料金を当社指定の金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式の払込票等によって払い込みいただきます。

契約のご案内
電気のご契約のお申込み等
電気料金の算定およびお支払い
実量値契約方式
電気の設備
その他
お客さまへのお知らせ

燃料費等調整制度

燃料費等調整制度は、燃料価格や電力市場価格の変動を電気料金に反映させる制度で、燃料費調整額・市場価格調整額・離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を毎月算定し、電気料金を調整します。

なお、燃料費調整および市場価格調整における上限価格の設定はございません。離島ユニバーサルサービス調整においては、離島平均燃料価格に上限価格（119,000円／kℓ）の設定がございます。

詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

≪燃料費調整≫

燃料価格の変動について、2025年４月１日実施の料金見直しの前提とした基準燃料価格（41,900円／kℓ）と、平均燃料価格算定期間（３ヵ月）の平均燃料価格との差額および基準単価にもとづいて燃料費調整単価を毎月算定し、電気料金を調整します。

なお、平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計）の輸入品の数量および価額の値にもとづき算定します。

●燃料費調整単価の算定

燃料費調整単価［円／kWh］
＝（①基準燃料価格と②平均燃料価格の差）
×③基準単価／1,000

①基準燃料価格

2025年４月１日実施の料金見直しの前提とした2024年５月から７月の貿易統計にもとづく、平均燃料価格（41,900円／kℓ）です。

②平均燃料価格

平均燃料価格算定期間における貿易統計の原油・LNG（液化天然ガス）・石炭それぞれの平均価格により算定される燃料価格です。

なお、各燃料の熱量や数量単位が異なるため、係数を乗じて、原油の熱量・数量単位に換算します。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A：平均燃料価格算定期間における1kℓあたりの平均原油価格

B：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均LNG価格

C：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

α：0.0406

β：0.0982

γ：1.2015

③基準単価

平均燃料価格が1,000円／kℓ変動した場合の調整単価です。年度（毎年４月分の料金から翌年３月分の料金）ごとに設定し、その年度が開始する３月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

≪市場価格調整≫

電力市場価格の変動について、基準市場価格と、平均市場価格算定期間（３ヵ月）の平均市場価格との差額および調整係数にもとづいて市場価格調整単価を毎月算定し、電気料金を調整します。

なお、平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場価格のうち、中国エリアに適用されるものにもとづいて算定します。

●市場価格調整単価の算定

市場価格調整単価［円／kWh］
＝（①基準市場価格と②平均市場価格の差）
×③調整係数

①基準市場価格

当社が年度（毎年４月分の料金から翌年３月分の料金）ごとに設定する値とし、当該年度が開始する３月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

②平均市場価格

平均市場価格算定期間における電力市場価格により算定される市場価格です。

平均市場価格＝X×x＋Y×y

X：平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y：平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値

xおよびyは、当社が年度（毎年4月分の料金から翌年3月分の料金）ごとに設定する値とし、当該年度が開始する3月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

③調整係数

平均市場価格の変動を市場価格調整単価へ反映させる割合に、託送損失率および消費税率を反映したものです。調整係数は、当社が年度（毎年4月分の料金から翌年3月分の料金）ごとに設定する値とし、当該年度が開始する3月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

≪離島ユニバーサルサービス調整≫

離島供給に係る燃料価格の変動について、託送約款等に定めるところにより、離島基準燃料価格（79,300円／kℓ）と、離島平均燃料価格算定期間（3ヵ月）の離島平均燃料価格との差額および従量制供給の場合の離島基準単価（1厘／kWh）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価にもとづいて、電気料金を調整します。

なお、離島平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計）の輸入品の数量および価額の値にもとづき算定します。

●離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

離島ユニバーサルサービス調整単価［円／kWh］

＝（①離島基準燃料価格と②離島平均燃料価格の差）×③離島基準単価／1,000

①離島基準燃料価格

託送約款等にもとづく、離島平均燃料価格（79,300円／kℓ）です。

②離島平均燃料価格

離島平均燃料価格算定期間における貿易統計の原油・LNG（液化天然ガス）・石炭それぞれの平均価格により算定される燃料価格です。上限価格の設定（119,000円／kℓ）があるため、離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合、上限価格である119,000円／kℓを離島平均燃料価格とします。

なお、各燃料の熱量や数量単位が異なるため、係数を乗じて、原油の熱量・数量単位に換算します。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A：離島平均燃料価格算定期間における1kℓあたりの平均原油価格

B：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均LNG価格

C：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

α：1.0000

β：0.0000

γ：0.0000

③離島基準単価

離島平均燃料価格が1,000円／kℓ変動した場合の調整単価（1厘／kWh）です。

≪燃料費等調整単価のお知らせ≫

燃料費等調整を行う場合は、燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価を当社ホームページや毎月の「電気ご使用量のお知らせ」等でお客さまにお知らせします。

なお、電気料金を調整した場合は、燃料費等調整額は電気料金領収証等でお知らせします。

≪燃料費等調整の適用期間≫

燃料費等調整は、3ヵ月の平均燃料価格、平均市場価格および離島平均燃料価格を算出し、その結果をもとに毎月電気料金を調整するというものです。

例えばその年の1月1日から3月31日までの期間の平均燃料価格にもとづき燃料費調整を行う場合は、6月分料金について調整させていただきます。

〈燃料費等調整制度のイメージ〉

【燃料費調整制度】

調整の基準となる燃料価格
41,900円／kℓ
（基準燃料価格）

41,900円／kℓを**上回る**場合 → プラス調整

41,900円／kℓを**下回る**場合 → マイナス調整

平均燃料価格 → 燃料費調整

⇒ 平均燃料価格の金額に応じて、プラス調整もしくはマイナス調整

【市場価格調整制度】

調整の基準となる市場価格
（基準市場価格）

基準市場価格を**上回る**場合 → プラス調整

基準市場価格を**下回る**場合 → マイナス調整

平均市場価格 → 市場価格調整

⇒ 平均市場価格の金額に応じて、プラス調整もしくはマイナス調整

【離島ユニバーサルサービス調整制度】

119,000円／kℓ
（上限価格）

調整の基準となる
離島燃料価格
79,300円／kℓ
（離島基準燃料価格）

119,000円／kℓ(上限価格)を**上回る**場合 → 離島平均燃料価格を上限価格にとどめてプラス調整

79,300円／kℓを**上回る**場合 → プラス調整

79,300円／kℓを**下回る**場合 → マイナス調整

離島平均燃料価格 → 離島ユニバーサルサービス調整

⇒ 離島平均燃料価格の金額に応じて、プラス調整もしくはマイナス調整

平均燃料価格をもとに燃料費調整単価を、平均市場価格をもとに離島ユニバーサルサービス調整単価を算出し、をもとに市場価格調整単価を、そして離島平均燃料価格下表のように、電気料金へ反映させます。

1月	2月	3月	4月	5月		6月	7月	8月	9月
【1～3月】平均燃料価格・平均市場価格・離島平均燃料価格						6月分電気料金			
	【2～4月】平均燃料価格・平均市場価格・離島平均燃料価格						7月分電気料金		
		【3～5月】平均燃料価格・平均市場価格・離島平均燃料価格						8月分電気料金	

再生可能エネルギー発電促進賦課金

法令等にもとづき、太陽光発電・風力発電・地熱発電・水力発電・バイオマス発電等で作られた電気を、国が定めた価格・期間で買い取り、その買い取りに要した費用を「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、お客さまに、ご使用量に応じて電気料金の一部としてご負担いただきます。

㈱大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当し、国から認定を受けた方は、賦課金の一部が減免されます。詳しくは、資源エネルギー庁のホームページにてご確認ください。

〈イメージ〉

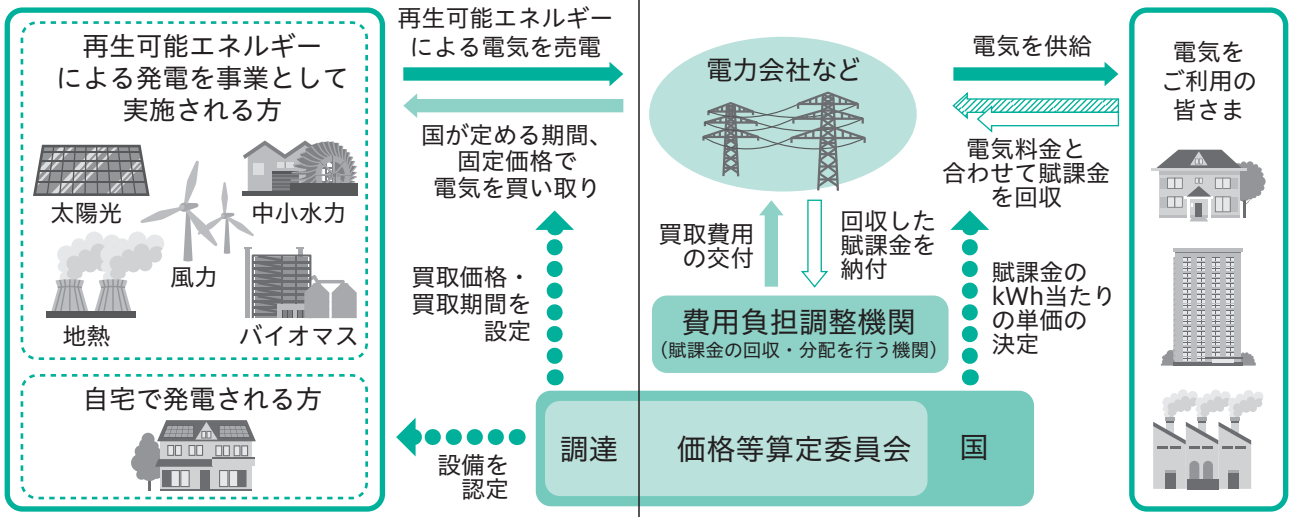

電気料金の計算方法（従量制供給の場合）

電気料金 ＝ 基本料金または最低料金 ＋ 電力量料金 ＋ 燃料費等調整額 ＋ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金（円未満切り捨て）
＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×月々の使用電力量（kWh）

㈱再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当社ホームページ等でお知らせいたします。また、お客さまにご負担いただきました再生可能エネルギー発電促進賦課金につきましては、「再エネ発電賦課金」として電気料金領収証等でお知らせします。

◆実量値契約方式

実量値契約方式

実量値契約方式

最大需要電力により契約電力を決定する方法

最大需要電力

託送約款等に定める、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

契約電力の決定方法

各月の契約電力は、毎月の実測した最大需要電力のうち、その月を含む過去1年間の最も大きな値とします。

〈例〉

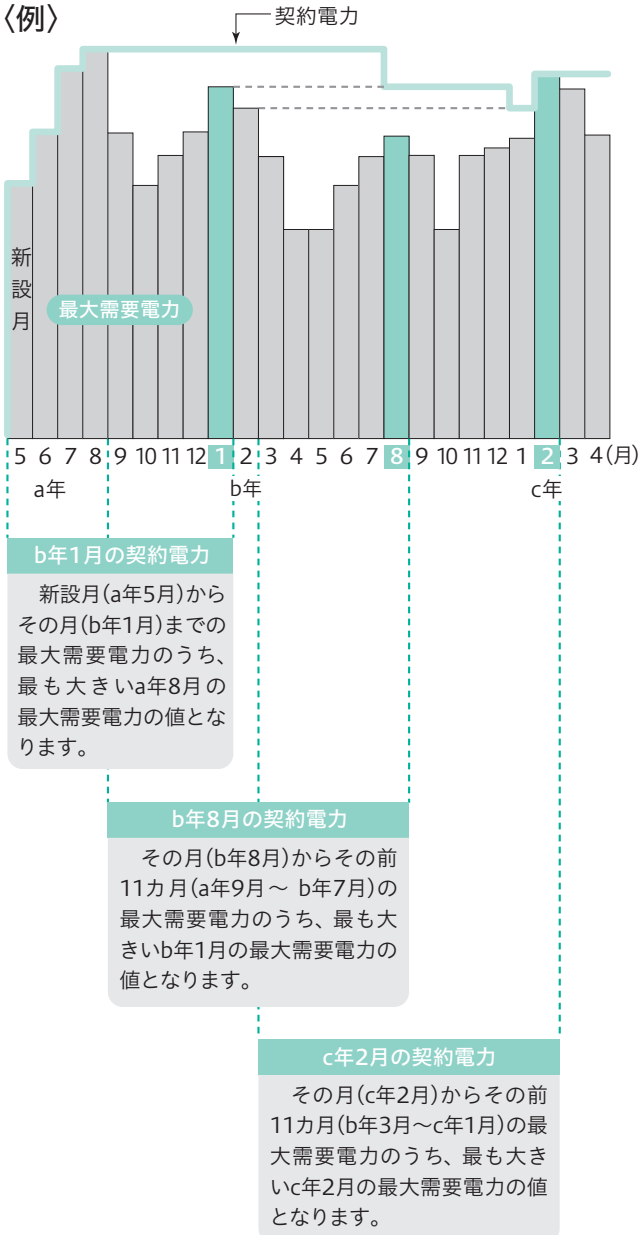

お客さまが契約受電設備を増加される場合

増加後の最大需要電力が500kW未満である限り、引き続き最大需要電力により契約電力を決定します。

月の中途で契約受電設備を増加される場合には、増加日の前後の期間の最大需要電力によりそれぞれ契約電力を決定します。

㈜増加後の最大需要電力が500kW以上となった場合には、契約電力500kW以上の扱いに変更します。(高圧電力Aであったお客さまについては、高圧電力Bに契約種別変更することになります。) この場合、契約電力はお客さまとの協議によって決定しますが、協議が調うまでの間については、最大需要電力により各月の契約電力を決定します。

〈月の中途で契約受電設備を増加される場合の一例〉

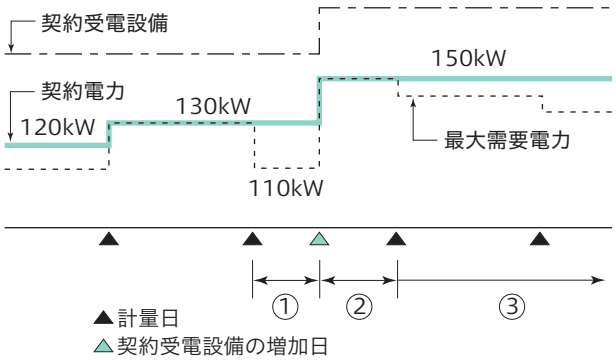

期間①　増加前の契約電力は、130kW ＞ 110kW ですので、130kW となります。

期間②　増加後の契約電力は、130kW ＜ 150kW ですので、150kW となります。

期間③　翌月以降の契約電力は、前 11 カ月の最大需要電力（150kW）を下回るので、150kW となります。

お客さまが契約受電設備等を減少される場合

契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少される日の前日までの期間の契約電力は、最大需要電力により決定し、減少される日以降の契約電力は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値とします。

ただし、減少された日以降12カ月の期間で、最大需要電力がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その最大需要電力の値とします。

㈜契約受電設備等を減少される場合には、デマンドコントローラー等の設置により最大需要電力が減少すると予想される場合を含みますが、単なる稼働率の減少により最大需要電力が減少する場合は含みません。

〈計量日に契約受電設備等を減少される場合の一例〉

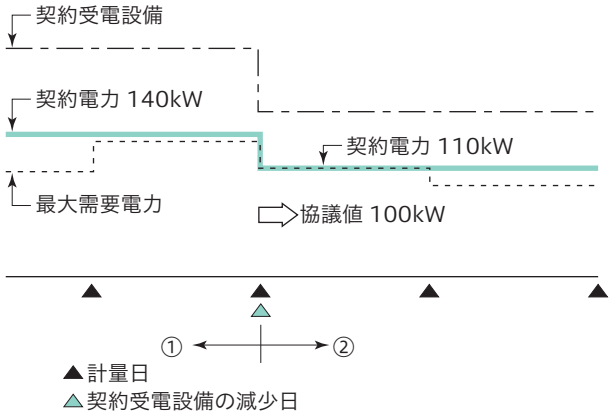

期間①　減少前の契約電力は、前 11 カ月の最大需要電力ですので、140kW となります。

期間②　減少後の契約電力は、最大需要電力（110kW）＞協議値（100kW）ですので、110kWとなります。

実量値契約方式についてのQ&A

Q1 毎年、1～2カ月程度しか高水準の最大需要電力が発生しないのですが、それでも一度発生した最大需要電力が契約電力となるのですか？

A1 電気をお送りするための設備等は、お客さまの1年間の最大需要電力に見合ったものを用意する必要があります。

従って、その設備等にかかわる費用の回収のために、お客さまから申し受ける年間の基本料金については、年間の最大需要電力に見合う契約電力を対象として算定させていただいております。

契約のご案内
電気のご契約のお申込み等
電気料金の算定およびお支払い
実量値契約方式
電気の設備
その他
お客さまへのお知らせ

Q2 最大需要電力を管理する方法がありますか？

A2 最大需要電力は、それぞれのお客さまの操業度等によって異なりますので、設備の稼働状況を把握し、効率的な設備運営をすることで管理していただくことになります。

しかしながら、一般の商品と異なり、実際にご使用になられる電力は、目に見えず管理することが難しい面もありますので、お客さまのなかにはデマンドコントローラー※を設置され、最大需要電力を管理しておられる場合があります。

※デマンドコントローラー

- デマンドコントローラーは、あらかじめ最大需要電力の水準（目標値）を設定しておき、設備の稼働状況からこの目標値を超過しそうな場合に自動的にお客さまの負荷の遮断、復帰等を行うものです。
- 価格、設置工事費等、詳細な点につきましては、各メーカー、または電気工事店にお問い合わせください。
- デマンドコントローラーを設置される場合には、中国電力ネットワーク株式会社等の計量器との接続が必要となります。

◆電気の設備

設備の区分

≪電気の引渡場所（需給地点）≫

電気の引渡場所である需給地点は引込線とお客さまの電気設備との接続点とし、需給地点までの引込線は中国電力ネットワーク株式会社等が施設し、所有します。

需給地点以降のお客さまの電気設備は、お客さまの財産となりますので、お客さまによる電気工事の施工、設備の維持・管理等をお願いします。

ただし、中国電力ネットワーク株式会社等は、電気を供給するための設備等の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針等のために、お客さまの土地・建物へ立ち入ることがあります。また、引込線や計量器等に異状・故障がある場合には、お客さまから中国電力ネットワーク株式会社等へ連絡していただく等、保安等や調査に協力していただきます。

≪引込線≫

中国電力ネットワーク株式会社等の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行う場合は、原則として架空引込線によります。

また、お客さまのご希望により引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事を行う場合には、消費税等相当額を加えた実費相当額を申し受けます。

≪計量器（電気のメーター）≫

計量器、計量器箱等は中国電力ネットワーク株式会社等の所有とし、中国電力ネットワーク株式会社等の負担で取り付けます。なお、計量器等の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。

また、お客さまのご希望により計量器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事を行う場合には、消費税等相当額を加えた実費相当額を申し受けます。

㊟託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

停電の原因等

≪お客さまの電気設備が原因の場合≫

需給地点以降のお客さまの電気設備が原因で停電する場合があります。この場合は、お客さまで主任技術者等に改修を依頼してください。

≪中国電力ネットワーク株式会社等の電気設備が原因の場合≫

中国電力ネットワーク株式会社等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまに停電のお願いをすることがあります。

●工事のための停電

中国電力ネットワーク株式会社等は、電気を安定してお届けするために、古くなった設備の取替や補強工事を行う場合、あらかじめ日時をお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いします。

●台風や落雷等が原因の停電

台風や落雷等が原因で中国電力ネットワーク株式会社等の設備に不具合が生じ、停電になることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

契約のご案内
電気のご契約のお申込み等
電気料金の算定およびお支払い
実量値契約方式
電気の設備
その他
お客さまへのお知らせ

◆その他

≪需給契約消滅後の債権債務関係≫

ご契約期間中の料金その他の債権債務は、ご契約の消滅によっては消滅しません。

≪損害賠償の免責≫

当社の責めとならない理由によってお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。

≪個人情報の利用目的について≫

●当社が、取得・保有する個人情報につきましては、次に掲げる事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、アフターサービス、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関するダイレクトメール・電話・訪問等によるご案内、アンケートの実施、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用いたします。

・電気事業
・エネルギー関連の設備および機械器具の製造、販売、リース、設置、運転および保守
・温水、冷水、蒸気等の熱供給事業
・ガス供給事業
・エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買および輸送
・電気通信事業
・情報処理、情報提供サービスならびにソフトウェアの開発および販売
・不動産の売買、賃貸借および管理
・石炭灰等の電力副産物およびそれを原材料とする製品の製造、販売
・土木および建設工事の企画、調査、設計、施工および施工管理
・上記の各事業ならびに環境保全に関するコンサルティングおよび技術・ノウハウの販売
・上記の各事業に付帯関連する事業

なお、個人情報の取扱いについては、当社ホームページにてご確認ください。

●料金その他の債務の支払いがない場合（需給契約の消滅後も含む）には、当社は需給契約に係るお客さまの個人情報を当社以外の一般送配電事業者、配電事業者および電力広域的運営推進機関へ提供することがあります。なお、当社が個人情報を提供することについてあらかじめ同意していただくものとします。

≪電気需給契約情報の取扱いに関するお願い≫

お客さまと当社との間で締結している電気需給契約の内容等については、第三者へ開示しないでください。

◆お客さまへのお知らせ

UPS装置のおすすめ

UPS装置とは、無停電電源装置（Uninterruptible Power Supply）の略称で、商用電源が万一停電しても負荷に電力を連続的に供給することのできる交流電源装置のことです。

一般に、UPSは、整流器、蓄電池、およびCVCF（Constant Voltage Constant Frequency、定電圧定周波数電源の略称）とで構成されます。

現在では、1kVA以下の小容量のものから500kVA以上の大容量のものまで製作されており、オンラインリアルタイムシステムをはじめ、瞬時の電圧低下、停電をも避けなければならない重要な負荷には、UPS装置の設置をおすすめします。

危険防止についてのお願い

停電時に、携帯用発電機等をお使いになる場合は、中国電力ネットワーク株式会社等へご連絡いただき、中国電力ネットワーク株式会社等の供給設備とお客さまの配電設備が電気的に接続されないようにしてお使いください。

これは、携帯用発電機等と中国電力ネットワーク株式会社等の供給設備とが接続されておりますと、中国電力ネットワーク株式会社等の供給設備に逆に電気が流れ、他のお客さまや作業中の電気工事者の感電事故といった大事故が生じるおそれがあるためです。

当社が使用する文字

当社が使用する文字は、標準的な文字を使用するため、一部表示ができない場合があります。この場合、当社で類似の文字またはカタカナに置換えさせていただきます。あらかじめご了承ください。

契約のご案内
電気のご契約のお申込み等
電気料金の算定およびお支払い
実量値契約方式
電気の設備
その他
お客さまへのお知らせ

電気需給契約に関する重要事項のご説明

電気事業法に定める小売電気事業者の説明義務および書面交付義務にもとづき、お客さまと当社との電気需給契約に関する重要事項について、本書のとおり説明します。電気契約要綱、標準料金表に定める各契約種別の供給条件、災害特措に係る供給条件（自由料金）および託送約款等ならびに本書の記載事項を必ずお読みいただき、同意のうえ、お申込みください。

本書に記載の電気料金その他の供給条件は、電気契約要綱、標準料金表および災害特措に係る供給条件（自由料金）にもとづきます。託送約款等の変更や法令の制定・改廃等により電気契約要綱、標準料金表または災害特措に係る供給条件（自由料金）を変更する場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気契約要綱、標準料金表および災害特措に係る供給条件（自由料金）によります。

電気契約要綱、標準料金表、災害特措に係る供給条件（自由料金）またはその他の需給契約の内容を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

また、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない軽微な変更を行う場合、変更前にのみ、変更しようとする事項の概要を、電磁的方法等によりお客さまへお知らせします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、変更後のお知らせについては省略することがあります。

MEMO

お問い合わせはフリーダイヤルまで

お電話（フリーダイヤル）によるお問い合わせ

フリーダイヤル受付時間

9時00分～20時00分（土・日・祝日・年末年始を除く）

【注意事項】

・お問い合わせは、中国電力のカスタマーセンター（広島・岡山）で承ります。

・お客さまよりフリーダイヤルへ電話でいただいたお申込みやお問い合わせ等の内容は、その正確な把握と当社の応対品質向上のために、原則として録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。
なお、録音内容については、6カ月以内に消去いたします。

間違い電話が大変多く発生しています。
番号を今一度お確かめのうえ、フリーダイヤル「0120」からダイヤルしていただきますようお願いいたします。

中国電力ホームページのご案内

中国電力のホームページはこちらから

中国電力　検索

https://www.energia.co.jp/

停電・故障等の連絡先

停電、電柱・電線等の配電設備に関するお問い合わせは、以下の中国電力ネットワーク株式会社のホームページに記載のフリーダイヤルからお問い合わせください。

【中国電力ネットワーク株式会社ホームページ】
https://www.energia.co.jp/nw/company/office/freedial/

【お問い合わせ先】

鳥　取

TEL 0120-181-210

島　根※1

TEL 0120-833-103

岡　山（兵庫県・香川県の一部※2）

TEL 0120-411-669

広　島（愛媛県の一部※3）

TEL 0120-297-510

山　口※1

TEL 0120-612-530

（※１）島根県隠岐郡隠岐の島町・海土町・西ノ島町・知夫村、山口県見島にお住まいの方は、中国電力ネットワーク株式会社までお問い合わせください。

（※２）兵庫県赤穂市（一部）、香川県香川郡直島町、香川県小豆郡小豆島町・土庄町

（※３）愛媛県越智郡上島町、愛媛県今治市伯方町・上浦町・大三島町・宮窪町・吉海町・関前

［小売電気事業者名］中国電力株式会社
［小売電気事業者登録番号］A0273

MEMO

MEMO

Energia

2026.10